

# 山梨県公報

第千八百四十二号

平成二十年

四月三日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の解除……………一八九
- 道路の区域変更(三件)……………一八九
- 道路の供用開始(三件)……………一九〇
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一九一

### 公告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………一九一
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止……………一九三
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退……………一九三
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………一九三
- 国土調査の成果の認証……………一九四
- 公安委員会……………一九四
- 指定講習機関の事務所の所在地の変更の届出……………一九五

## 告示

### 山梨県告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南アルプス市桃園字西原一六一七の一から一六一七の四まで、一六一八の一、一六一八の三、一六一八の四
- 二 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三 解除の理由

### 公園用地とするため

#### 山梨県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		延長(メートル)
		旧	新	
南アルプス市東南湖字下出口割地一級河川富士川右岸堤防敷地先から南アルプス市東南湖字大久河原七七六番の一地先まで		旧	一・一丁 四七・二	三三三・〇
		新	一〇・五丁 四六・〇	三三三・〇

#### 山梨県告示第百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		延長(メートル)
		旧	新	
		旧	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		新		

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	旧	一〇・六 二二〇・〇	二四五・〇
	新	一六・一 四〇・〇	二三〇・〇

**山梨県告示第百八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

甲州市塩山上粟野字長田一一八八番の一地先から 甲州市塩山千野字下河原二七八番の四地先まで	旧	六・七 一四・二	一七〇・〇
	新	七・五 二二・二	一七〇・〇

**山梨県告示第百八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類 一般国道	路線名 一四〇号	区 南アルプス市東南湖字下出口割地一級河川富士川右岸堤防敷地先から 南アルプス市東南湖字五本柳一一三番の一地先まで	延長 (メートル) 一六〇・〇	供用開始の 期日 平成二十年 四月三日
---------------	-------------	---	-----------------------	------------------------------

**山梨県告示第百八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類 県道	路線名 甲府山梨線	区 甲府市上積翠寺町字平石九六二番地先から 甲府市上積翠寺町字平石九八五番地先まで	延長 (メートル) 一一〇・〇	供用開始の 期日 平成二十年 四月三日
-------------	--------------	---	-----------------------	------------------------------

**山梨県告示第百八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	小荒間長坂 停車場線	北杜市長坂町大八田字町添六六 二七番の四地先から 北杜市長坂町長坂上条字大林二 〇四三番の一三地先まで		二九・七	平成二十年 四月三日

**山梨県告示第百八十八号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
南アルプス市西野字小森二二五番八
- 二 道路の幅員  
四・六〇メートル
- 三 道路の延長  
三四・九八メートル

**山梨県告示第百八十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
笛吹市石和町砂原字青木三二八番一
- 二 道路の幅員  
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
三四・四九メートル

**公 告**

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項、第四十六條第一項及び第五十三條第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。  
平成二十年四月三日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	指定年月日
ウエルシア薬 局上野原店	上野原市上野 原四一四番 地	一九四二〇一〇 〇九九	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成二十年二月 一日
ウエルシア薬 局上野原店	上野原市上野 原四一四番 地	一九四二〇一〇 〇九九	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年二月 一日
サトウ歯科医 院	甲府市屋形三 丁目二番一四 号	一九三〇一〇三 三〇一	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成二十年二月 一日
サトウ歯科医 院	甲府市屋形三 丁目二番一四 号	一九三〇一〇三 三〇一	介護予防訪問看 護（みなし）	平成二十年二月 一日
サトウ歯科医 院	甲府市屋形三 丁目二番一四 号	一九三〇一〇三 三〇一	居宅療養管理指 導（みなし）	平成二十年二月 一日
サトウ歯科医 院	甲府市屋形三 丁目二番一四 号	一九三〇一〇三 三〇一	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成二十年二月 一日

サトウ歯科 院	甲府市屋形三 丁目二番一四 号	一九三〇一〇三 三〇二	訪問看護(みな し)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	介護予防訪問看 護(みなし)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	居宅療養管理指 導(みなし)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成二十年二月 一日
りほく病院	甲斐市岩森一 一一番地	一九一七二〇 五六二	訪問看護(みな し)	平成二十年二月 一日
りほく病院併 設高齢者総合 ケアセンター	甲斐市岩森一 一七〇番地	一九七二七〇〇 二八九	介護予防短期入 所生活介護	平成二十年二月 一日
りほく病院併 設高齢者総合 ケアセンター	甲斐市岩森一 一七〇番地	一九七二七〇〇 二八九	短期入所生活介 護	平成二十年二月 一日
りほく病院併 設高齢者総合	甲斐市岩森一 一七〇番地	一九七二七〇〇 二八九	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	平成二十年二月 一日

ケアセンター 通所リハビリ テーション	甲斐市岩森一 一七〇番地	一九七二七〇〇 二八九	通所リハビリテ ーション	平成二十年二月 一日
りほく病院併 設高齢者総合 ケアセンター 通所リハビリ テーション	甲斐市岩森一 一七〇番地	一九七二七〇〇 二八九	居宅介護支援	平成二十年二月 一日
りほく病院併 設高齢者総合 ケアセンター 事業所	北杜市高根町 五町田六一三 番地	一九七二九〇〇 三三五	介護予防福祉用 具貸与	平成二十年二月 一日
福祉用具貸与 事業所かがや き	北杜市高根町 五町田六一三 番地	一九七二九〇〇 三三五	特定介護予防福 祉用具販売	平成二十年二月 一日
福祉用具貸与 事業所かがや き	北杜市高根町 五町田六一三 番地	一九七二九〇〇 三三五	特定福祉用具販 売	平成二十年二月 一日
福祉用具貸与 事業所かがや き	北杜市高根町 五町田六一三 番地	一九七二九〇〇 三三五	福祉用具貸与	平成二十年二月 一日
デイサービス あしたも元気	甲斐市玉川一 番地三	一九七二七〇〇 二九七	介護予防通所介 護	平成二十年二月 十五日
デイサービス あしたも元気	甲斐市玉川一 番地三	一九七二七〇〇 二九七	通所介護	平成二十年二月 十五日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
ひまわり訪問看護ステーション	甲府市山宮町一八六番地一	一九六〇一九〇〇六二	訪問看護	平成二十年二月十四日
佐野薬局	甲府市緑が丘一丁目三番一七号	一九四〇一〇〇五五三	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日
佐野薬局	甲府市緑が丘一丁目三番一七号	一九四〇一〇〇五五三	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日
佐野薬局西支店	甲府市緑が丘一丁目一番一八号	一九四〇一〇二三〇二	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日
佐野薬局西支店	甲府市緑が丘一丁目一番一八号	一九四〇一〇二三〇二	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日
佐野薬局東支店	甲府市塩部一丁目一五番一六号	一九四〇一〇一四九四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日
佐野薬局東支店	甲府市塩部一丁目一五番一六号	一九四〇一〇一四九四	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年二月二十八日

岡島ケアサービス	甲府市丸の内一丁目二番一五号	一九七〇一〇〇五九八	居宅介護支援	平成二十年二月二十九日
岡島ケアサービス	甲府市丸の内一丁目二番一五号	一九七〇一〇〇五九八	福祉用具貸与	平成二十年二月二十九日
岡島ケアサービス	甲府市丸の内一丁目二番一五号	一九七〇一〇〇五九八	訪問介護	平成二十年二月二十九日
訪問看護ステーションふれあい	甲斐市竜王新町一四四〇番地	一九六一七九〇〇二七	訪問看護	平成二十年二月二十九日

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	辞退年月日
大月市立中央病院介護療養型医療施設	大月市大月町花咲二二二五番地	一九一一四一〇四一一	介護療養型医療施設	平成二十年三月三十一日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年八月三日まで縦覧に供する。

平成二十年四月三日

山梨県知事 横内 正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

2 住所 甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 くろがねやスーパーデポ一宮店

(二) 所在地 笛吹市一宮町竹原田字川原口丁千三百六十番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住	所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号	
株式会社オートバックスセブン 代表取締役 住野公一	東京都江東区豊洲五丁目六番五十二号	

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十一月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千五百八十五平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 六百五台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百六十九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社くろがねや	午前七時	午後九時三十分
株式会社オートバックスセブン	午前十時	午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 五カ所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

届出年月日

平成二十年三月十九日

● 国土調査の成果の認証  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
 平成二十年四月三日

山梨県知事 横内 正明

一 調査を行った者の名称

忍野村及び上野原市

二 調査を行った時期

忍野村 平成十四年六月二十七日から平成十五年三月二十八日まで

上野原市 平成十六年十二月十八日から平成十七年三月二十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

忍野村大字忍草の一部地区

上野原市秋山地区板崎の一部地区

五 認証年月日

平成二十年三月四日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第四十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、昭和自動車教習所から特定講習の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月三日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 変更後の事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町上河東三百七十一番地

二 変更年月日 平成二十年一月二十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番